

松島町職員の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (20年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件费率 B/A	(参考) 19年度の人件費
20年度	人 15,694	千円 5,109,580	千円 157,960	千円 1,214,387	% 23.8	% 22.3

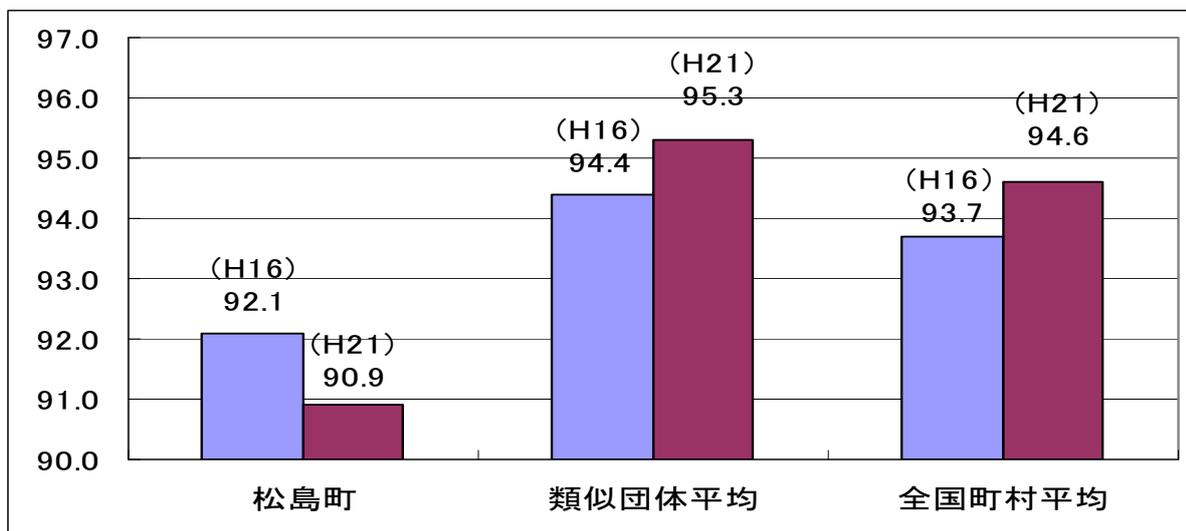
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末.勤勉手当	計 B		
20年度	人 136	千円 551,061	千円 35,868	千円 218,133	千円 805,062	千円 5,920	千円 6,095

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成20年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項 なし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1. ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2. 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成21年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
松島町	43.6歳	316,534円	347,374円	339,400円
宮城県	43.1歳	332,981円	403,546円	369,896円
国	41.5歳	325,521円	—	391,770円
類似団体	43.5歳	327,377円	375,893円	356,081円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
松島町	48.8歳	7人	310,857円	338,932円	320,571円	—	—	—	—
うち(用務員)	47.1歳	3人	283,700円	302,733円	294,533円	用務員	54.5歳	214,000円	1.41
うち(自動車運転手)	51.9歳	2人	337,950円	400,111円	350,200円	自家用常用自動車運転手	53.2歳	245,600円	1.63
宮城県	49.6歳	315人	316,948円	362,404円	344,022円	—	—	—	—
国	49.2歳	4,429人	285,548円	—	322,737円	—	—	—	—
類似団体	48.0歳	14人	286,343円	309,994円	300,299円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
松島町	—	—	—
うち(用務員)	4,898,404円	3,027,000円	1.62
うち(自動車運転手)	5,862,198円	3,217,900円	1.82

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成18～20年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
松島町	48.6 歳	349,700 円	356,846 円
宮城県	44.6 歳	378,419 円	431,666 円
類似団体	41.9 歳	310,079 円	330,845 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成21年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成21年4月1日現在)

区 分		松島町	宮城県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	168,966 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	136,553 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	134,096 円	—
	中学卒	121,600 円	118,503 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成21年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	252,517 円	297,656 円	338,450 円
	高校卒	223,760 円	271,180 円	285,050 円
技能労務職	高校卒	—	253,000 円	278,250 円
	中学卒	—	—	—

※技能労務職は、高校卒の経験年数10年、中学卒は経験年数10年、15年、20年は該当者なし。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

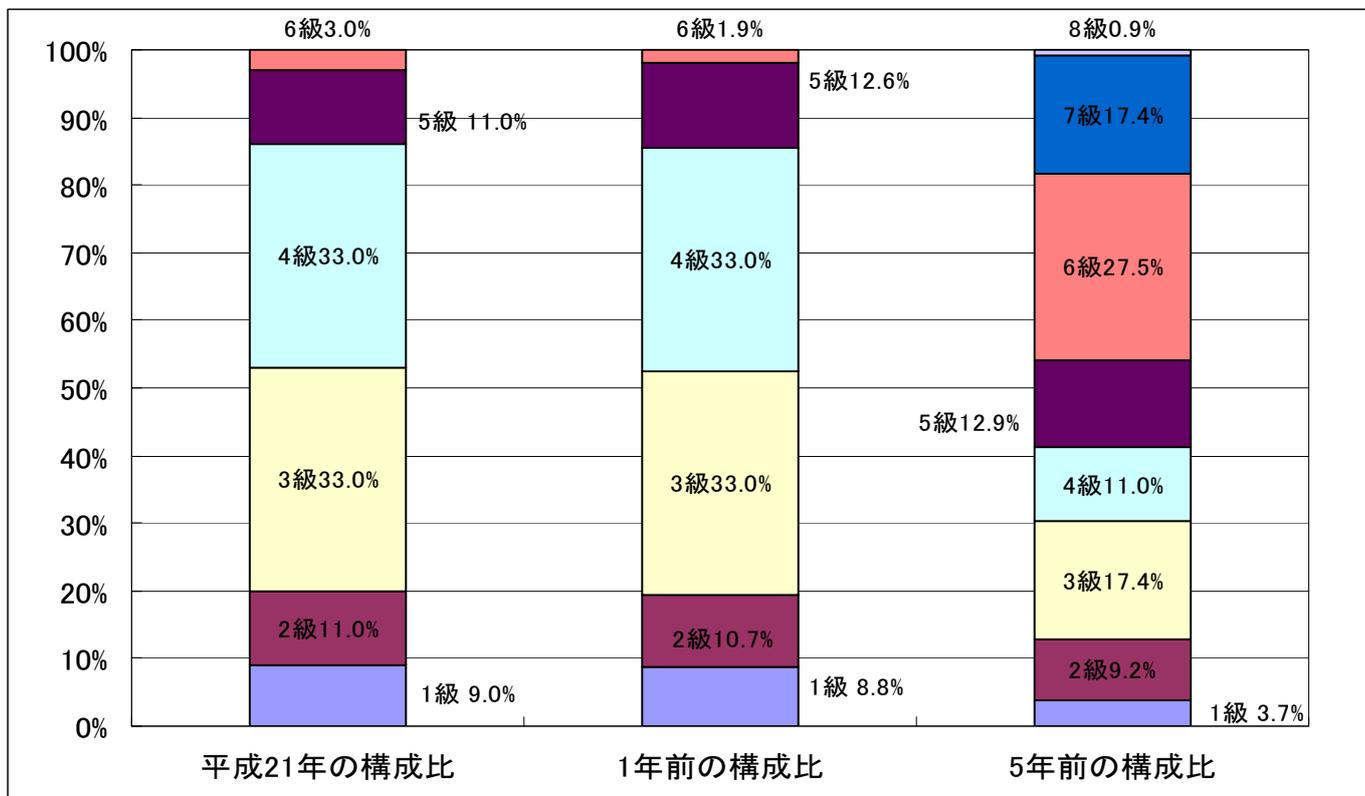
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成21年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事、技師、保健師、栄養士、社会福祉士、保育士及び教諭の職務	9人	9.0%
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事等の職務（技師）	11人	11.0%
3級	副班長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務（主査）	33人	33.0%
4級	班長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職（所長）	33人	33.0%
5級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務（参事）	11人	11.0%
6級	会計管理者の職務、重要な業務を所握する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務（課長）	3人	3.0%

(注) 1 松島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

一般行政職の級別構成比



(注) 平成18年度に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

所属長の評価により勤務成績良好の者について、3号俸昇給。(55歳以上については、1号俸昇給)

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

松 島 町	宮 城 県	国
1人当たり平均支給額(20年度) 1,549 千円	1人当たり平均支給額(20年度) 1,911 千円	—
(20年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.0 月分 1.5 月分 (1.6 月分) (0.75 月分)	(20年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.0 月分 1.45 月分 (1.6 月分) (0.75 月分)	(20年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.0 月分 1.5 月分 (1.6 月分) (0.75 月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

所属長の評価により勤勉手当については、一律支給。

(2) 退職手当(平成21年4月1日現在)

松 島 町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	松島町と同じ
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 2～20%加算	松島町と同じ
1人当たり平均支給額 自己都合 勸奨・定年 — 千円 24,453 千円	—

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、20年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (平均21年4月1日現在)

支給実績 (20年度決算)	216 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算)	215,622 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
仙台市	6%	1人	6%
名取市、多賀城市、利府町、富谷町	3%	0人	3%

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
仙台市	6%	6%
名取市、多賀城市、利府町、富谷町	3%	3%

(注)国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当 (平成21年4月1日現在)

区分	全職種		
支給実績 (20年度決算)	336 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算)	24,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (20年度)	8.9 %		
手当の種類 (手当数)	4 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	町税及び国民健康保険税の賦課徴収業務従事者		月額 2,000 円
行旅病死取扱手当	行旅病人の救護作業従事者		1回 800 円
	行旅死亡人の取扱作業従事者		1回 1,500 円
防疫業務手当	感染症患者の救護等の防疫業務従事者		1日 800 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (20年度決算)	10,071 千円
職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算)	85 千円
支給実績 (19年度決算)	13,083 千円
職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)	109 千円

(6) その他の手当 (平成21年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (20年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算)
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 管理又は監督の地位にある職員 課長等 6級 41,400円、5級 39,400円 参事等 6級 24,900円、5級 23,600円 班長等 4級 22,200円 副班長等 4級 14,800円 	異なる	支給額が異なる	12,793千円	328,028円
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 それぞれ 6,500円 (配偶者がいない場合は、そのうち1人につき 11,000円) ※扶養親族の子のうち、15歳～22歳の子は 5,000円加算	同じ	—	15,921千円	224,239円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家・貸間に居住の職員 家賃に基づき 27,000円を上限 職員が新築した住宅に居住の職員 新築(購入)の日から5年間につき 2,500円 	同じ	—	6,343千円	218,724円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関等の利用者 6ヶ月定期券等の額による一括支給 で月額 55,000円を上限 交通用具(自動車等)等使用者 片道の使用距離が2km以上で 2,000円～ 24,500円 	同じ	—	8,121千円	82,869円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 管理職員が週休日又は休日に4時間以上勤務した場合に1勤務当たり 4,000円～ 6,000円を支給(勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、150/100を乗じた額) 	同じ	—	—	—
休日勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 休日において正規の勤務を命じられた職員の勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じた額 	同じ	—	—	—
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 午後10時から翌日の午前5時まで正規の勤務を命じられた職員の勤務1時間当たりの給与額の25/100を乗じた額 	同じ	—	—	—

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (20年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算)
宿日直手当	・宿直を命じられた職員の勤務1回につき4,200円(通常の執務時間の1/2に相当する時間の日に勤務から引続いて行われる勤務は、6,300円)	同じ	—	—	—
災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当	・災害復旧のため国又は地方公共団体から派遣された職員が滞在する場合1日につき6,620円以内	—	—	—	—

5 特別職の報酬等の状況(平成21年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	町長	674,400円 (843,000円)	(参考)類似団体における最高/最低額 860,000円 / 505,000円 715,000円 / 448,000円	
	副町長	580,500円 (645,000円)		
議員報酬	議長	297,000円	395,000円 / 218,000円	
	副議長	251,000円	342,000円 / 174,000円	
	議員	230,000円	323,000円 / 156,000円	
期末手当	町長 副町長	(20年度支給割合)	3.3月分	
	議長 副議長 議員	(20年度支給割合)	3.3月分	
退職手当	町長	(算定方式) 給料月額×支給率(44/100)×勤続月数	(1期の手当額) 14,243,328円	(支給時期) 任期毎
	副町長	給料月額×支給率(26/100)×勤続月数	7,244,640円	任期毎

(注) 1. 給料の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2. 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

※平成20年度から町長、副町長の期末手当の支給割合を3.3月とし、また、勤勉手当は廃止した。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

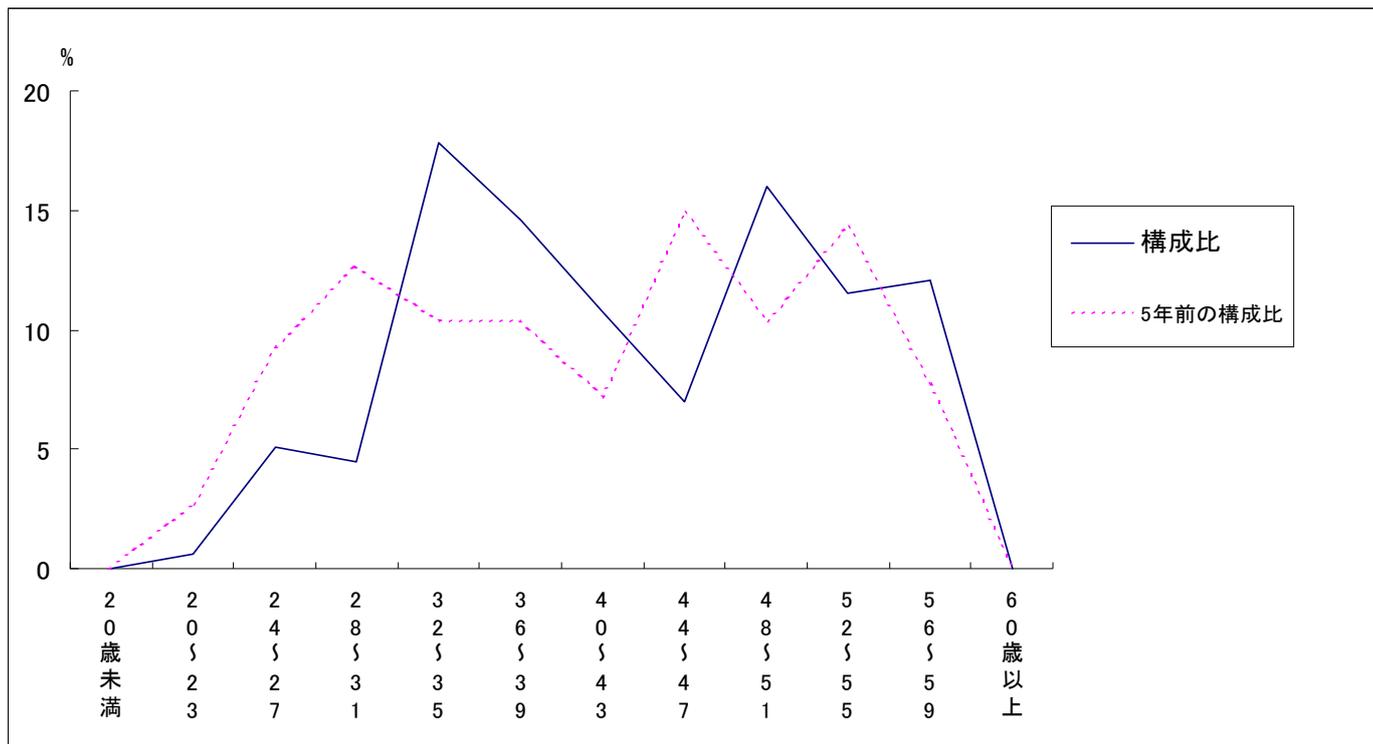
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職員数 (人)		対前年 増減数 (人)	主 な 増 減 理 由	
		平成 20 年	平成 21 年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	4	4	0	
		総務	36	37	1	戸籍電算化準備のための増
		税務	12	11	△ 1	固定資産評価替業務完了による減
		労働	0	0	0	
		農水	6	6	0	
		商工	5	5	0	
		土木	9	8	△ 1	退職不補充
		民生	31	28	△ 3	退職不補充
		衛生	7	7	0	
	小計	110	106	△ 4	〈参考〉 人口 10,000 人当たり職員数 67.54 人 (類似団体の人口 10,000 人当たり職員数 67.05 人)	
	教育部門	33	31	△ 2	退職不補充、臨時職員で対応による減	
	小 計	143	137	△ 6	〈参考〉 人口 10,000 人当たり職員数 87.29 人 (類似団体の人口 10,000 人当たり職員数 87.60 人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	6	6	0		
	下水道	4	4	0		
	その他	12	11	△ 1	後期高齢者医療広域連合への派遣終了による減	
	小 計	22	21	△ 1		
合 計		165 [221]	158 [221]	△ 7 [0]	〈参考〉 人口 10,000 人当たり職員数 100.68 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成21年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	8人	7人	28人	23人	17人	11人	25人	18人	19人	0人	157人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
178人	151人	27人	15.2%

(参考) 平成22年4月1日現在における定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年3月31日	人数削減27人

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

年度	平成17年 計画始動	平成18年 1年目	平成19年 2年目	平成20年 3年目	平成21年 4年目	平成22年 5年目	17年～20年	(参考) 数値目標
減員		5	9	5	10	4	19	29
増員		1	0	5	0	0	6	2
差引		▲4	▲9	0	▲10	▲7	▲13	▲27
職員数 (4月1日現在)	178	174	165	165	155	151	(48%)	151

(注) 1 計画期間は、平成17年度～22年度の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実 質 収 支	職 員 給 与 費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 19年度 の総費用に占める 職員給与費比率
20年度	千円 565,904	千円 63,393	千円 41,971	% 7.42	% 6.52

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり	(参考)水道事業平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B / A	
20年度	人 6	千円 23,251	千円 2,668	千円 9,632	千円 35,551	千円 5,925	千円 6,781

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は21年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 なし

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成21年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
松島町（水道事業所）	45.2 歳	334,596 円	493,764 円
団体平均	45.6 歳	370,362 円	564,094 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

松島町（水道事業所）	松島町（一般行政職）
1人当たり平均支給額（20年度） 1,605 千円	1人当たり平均支給額（20年度） 1,572 千円
(20年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.5 月分	(20年度支給割合) 左記に同じ
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 左記に同じ

イ 退職手当（平成21年4月1現在）

松島町（水道事業所）			松島町（一般行政職）	
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	
勤続20年	23.50月分	30.55月分	左記に同じ	
勤続25年	33.50月分	41.34月分		
勤続35年	47.50月分	59.28月分		
最高限度額	59.28月分	59.28月分		
（その他の加算措置）			（その他の加算措置）	
・定年前早期退職特例措置 2～20%加算			左記に同じ	
（1人当たり平均支給額）			（1人当たり平均支給額）	
自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
－ 千円	－ 千円		－ 千円	24,453千円

（注） 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成21年4月1日現在）

支給実績（20年度決算）	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	0 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 （支給率）
仙台市	6%	0人	6%
名取市、多賀城市、利府町、富谷町	3%	0人	3%

（22年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度（支給率）
仙台市	6%	6%
名取市、多賀城市、利府町、富谷町	3%	3%

（注）国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当（平成21年4月1日現在）

なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（20年度決算）	221 千円
職員1人当たり平均支給年額（20年度決算）	55 千円
支給実績（19年度決算）	147 千円
職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	37 千円

カ その他の手当（平成21年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	支給実績 (20年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算)
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 管理又は監督の地位にある職員 所長 6級 41,400円、5級 39,400円 参事 6級 24,900円、5級 23,600円 班長 4級 22,200円 副班長 4級 14,800円 	同じ	801千円	400,290円
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 それぞれ 6,500円 (配偶者がいない場合は、そのうち1人につき 11,000円) ※扶養親族の子のうち、15歳～22歳の子は 5,000円加算	同じ	840千円	168,000円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家・貸間に居住の職員 家賃に基づき 27,000円を上限 職員が新築した住宅に居住の職員 新築(購入)の日から5年間につき 2,500円 	同じ	327千円	163,250円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関等の利用者 6ヶ月定期券等の額による一括支給で月額 55,000円を上限 交通用具(自動車等)等使用者 片道の使用距離が 2km以上で 2,000円～ 24,500円 	同じ	480千円	96,000円
休日勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 休日において正規の勤務を命じられた職員の勤務1時間当たりの給与額に 135/100を乗じた額 	同じ	—	—
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 午後10時から翌日の午前5時まで正規の勤務を命じられた職員の勤務1時間当たりの給与額の 25/100を乗じた額 	同じ	—	—
宿直手当	<ul style="list-style-type: none"> 宿直を命じられた職員の勤務1回につき 4,200円(通常の執務時間の1/2に相当する時間の日に勤務から引続いて行われる勤務は、6,300円) 	同じ	—	—

④定員管理の数値目標及び進捗状況

→ 6 (3) 定員管理の数値目標及び進捗状況を参照